

ガリオア・フルブライト大阪地区同窓会

会 則

(平成 3年 6月 4日改正)

(平成 4年 4月 30日改正)

(平成 22年 10月 1日改正)

(平成 26年 6月 18日改正)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、ガリオア・フルブライト大阪地区同窓会と称し、英文を Osaka GARIOA/Fulbright Alumni Association と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を大阪に置く。
吹田市山手町 3-3-35 関西大学法学部大津留研究室内

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員の経験、情報をもとに、より一層の啓発に努め、日米親善及び相互理解を増進することを目的とする。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、名誉会員、正会員、準会員と賛助会員とする。

- 第 5 条
1. 名誉会員：会長経験者
 2. 正 会 員：ガリオア・フルブライト奨学金のグランティイー
 3. 準 会 員：フルブライト奨学金を得て日本に滞在している
アメリカ人
 4. 賛助会員：本会の目的に賛同する者

第 2 章 事 業

(活 動)

第 6 条 本会は、次の事業を行う。

1. 会員の相互の交流、親睦を深めるための活動
2. フルブライトその他奨学金を受けて渡米するグランティナーへの指導、援助
3. 日本に滞在するフルブライトグランティナーの研究活動及び滞日中の生活への指導援助
4. その他日米相互理解を深めるための活動及び役員会で必要と認めた事業

第 3 章 総 会

(総 会)

第 7 条 総会は毎年 1 回開催する。その他役員会で必要と認めた時には、臨時総会を開催することができる。

第 8 条 総会では、次の事項を行う。

1. 事業報告、収支予算、決算の承認
2. 役員を選出
3. その他本会運営のための重要事項の議決

第 9 条 議決は出席正会員の過半数をもって成立する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 10 条 本会には、名誉会長 1 名、会長 1 名、副会長 3 名、顧問及び幹事、監査、若干名を置く。

第 11 条 役員任期は 2 年とし、再選は妨げない。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 12 条 本会の運営資金は、会費及び寄付その他の諸収入をもって、これにあてる。

第 13 条 名誉会員、正会員の年会費は 3,000 円とする。
賛助会員の年会費は 1 口年 10,000 円とする。
準会員の年会費は免除する。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。